

佐賀県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月二十七日から平成二十四年二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区	間
一般国道 二六四号	神崎市千代田町境原字七本松 七四〇番一地先から 神崎市千代田町境原字四本松 三四一番五地先まで	変更前 の別
		幅員 メートル
	神崎市千代田町境原字七本松 七四〇番一地先から 神崎市千代田町境原字四本松 三四一番五地先まで	延長 メートル
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町境原字七本松 七四〇番一地先から 神崎市千代田町餘江字西一本 松一〇八六番二地先まで	変更前 の別
		幅員 メートル
	神崎市千代田町境原字七本松 七四〇番一地先から 神崎市千代田町餘江字西一本 松一〇八六番二地先まで	延長 メートル